

## 第6章 地方政府の都市化戦略 -- 富士康（フォックスコン）の内陸進出を事例に

著者	山口 真美
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	635
雑誌名	中国の都市化と制度改革
ページ	207-237
発行年	2018
章番号	第6章
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
研究会名	『新型都市化』政策からみる中国の経済体制改革
URL	<a href="http://doi.org/10.20561/00050300">http://doi.org/10.20561/00050300</a>

## 第6章

# 地方政府の都市化戦略

——富士康（フォックスコン）の内陸進出を事例に——

山口 真美

### はじめに

都市化の過程では企業は人口（労働力）が多く工場立地に有利な都市に立地し、労働力は農村から移動してくる人口で賄われる。第2章でもみたように中国はかつて、豊富な廉価労働力を背景に世界の工場として多くの外資企業を広東省などの沿海部に惹き付けてきた。「農民工」と呼ばれる農村出身の若い就業者が内陸部の農村から沿海の工業先進地域へ移動し、低い賃金で長時間労働に従事していたのである。

他の途上国に比べて廉価な中国の労賃の背景には、戸籍制度の制限がある。つまり農村に戸籍のある労働者は就業先のある都市に家族を伴って定住することができず、単身で都市に滞在し、そのため家族の生活コストは農村部の低い水準で維持されるのである。このような状況は、戸籍の移動が厳格に制限され、農民工は農民という行政的ステータスのまま都市に滞在するという中国特有の戸籍制度によって形成、維持されてきた。

ところが、2004年に入り、無尽蔵といわれた労働力供給に変調の兆しが現れる。それは広東省などの産業集積地で最初に発生し、メディアで出稼ぎ労働者不足（「民工荒」）として大きく報道された。中でも、求人難がとくに深刻なのは輸出向けの労働集約型の加工企業で、とりわけ低価格競争にさらさ

れる製靴、玩具メーカー、電子部品の組み立て、アパレル、プラスチック製品等の企業で深刻であったとされる（山口 2009, 86-87）。これらの企業の多くでは、毎日の就業時間が少なくとも10～12時間で、月額給与が600～700円という低賃金・長時間労働が一般的であったが、それまでの労働条件ではもはや労働者が集まらなくなったのが2004年のことである。「民工荒」現象は経済学的にはルイスの転換点として説明され、中国の無制限労働供給は現在、終焉を迎えつつあるとみられている<sup>(1)</sup>。

それまで廉価な労働力を享受してきた労働集約型産業の企業は、2004年以降の労働力不足にどのように対処したのだろうか。考えられる選択肢は、①賃金や労働条件を改善して従来の工場所在地で操業し続ける、②より低賃金の労働力を求めて第三国や中国内陸部に移転する、の二つである。実際には、2004年以降、香港、台湾、韓国資本などの労働集約型企業の倒産や「夜逃げ」の報道も多く、①、②の選択肢はどちらも存在していたと考えられる。

ここで、本章が注目する台湾資本の富士康科技集団（Foxconn Technology Group, 以下、富士康）は中国におもな生産拠点をもつ、世界最大の電子機器受託生産（EMS）企業である。上述したとおり、2004年に出現した労働力不足の影響を受けて求人難が真っ先に深刻になった産業の代表的な企業のひとつである。本章の結論を先取りして述べれば、富士康は上記①、②の双方の経営戦略、つまり、従来工場での賃上げと他地域への工場移転を併用したといえるが、それは単により安価な労働力を求めてのことではなかった。そこに中国の都市化の制度的制約をみてとることができる。

中国の都市化の制度的制約とは、戸籍制度を中心とする人の移動制限のことである。2004年以降の「民工荒」（ワーカー不足）の背景として、ルイスの転換点による説明に加え、農民工の世代交代がよく指摘される。つまり、現在農民工の中心となる1980年代以降生まれの若い世代の農民工（「新世代農民工」）は旧世代に比べ、労働条件への要求が高い、忍耐力がないなどといわれ、そのため労働力不足が出現したとするものである。この議論には一定の説得力があるが、より重要なことは、働き盛りの新世代農民工は学齢の子どもや

高齢の両親を抱える家計の担い手でもあることにあると考える。戸籍制度により、移動先での就学や医療を享受することに大きな制約がある中国では、「出稼ぎ」の長期化は必然的に、家族に大きな犠牲を強いるものになる。そこで、一部の農民工が都会生活を長期化させるほか、帰郷を志向する若い世代が多く出てきていることを筆者は別稿で論じている（山口 2014; 同 2017）。本章はそうした労働者の動きを追って、企業が移動する側面にスポットをあてるものである。

富士康のケースでは、企業が労働力を求めて本来産業立地に不利な内陸部に近年積極的に進出している。その背景に、中国の戸籍制度による制度的制約があることを本章はまず指摘する。制度的制約によって、中国では近年沿海部で労働力の調達が困難になっており、さらに内陸進出に際して、企業は地方政府の熱烈な歓迎と具体的な支援を受けている。企業誘致（「招商引資」）とはいえ、その積極的な支援は一般的な政府行動の枠を大きく超えたものである。現行の制度的制約のもとに、中国の地方政府と市場経済のプレーヤーである企業がとるそれぞれユニークな行動を本章ではみることができる<sup>(2)</sup>。

さらには、より安価かつ十分な労働力を求めての企業の内陸進出と、地方政府の都市化戦略が交わったところで、労働者にはどのような就労環境、生活環境が実現しているのか。そしてこのような企業と地方政府による、中国的都市化のあり方はどの程度持続可能性があるのか。本章では、労働者の移動にかかわる中国政府の都市化政策を整理したうえで、労働集約型産業の典型である富士康の内陸進出の軌跡を跡づけながらこれらの点を考察してみた。

以下、第1節では中国の戸籍制度の変遷を整理したうえで、第2節では本章がケーススタディとして注目する富士康の事業展開と内陸進出の経緯を紹介する。第3節では同社の成都、鄭州等への生産拠点の大規模移転を振り返る。第4節では、もっとも最近の貴州省貴安新区への新しい生産拠点開設、および都市化戦略に基づいた地元行政による公共サービス面での積極的な協力のあり方を、現地調査の結果をふまえて具体的に紹介する。最後に、ま

とめと今後の課題を提示したい。

## 第1節 人の移動にかかわる戸籍制度の変遷

都市化にともなう戸籍問題には、二つの側面がある。すなわち、都市の発展にともなう農村から都市へ移動した人の戸籍をどう扱うかという問題（人の都市化にともなう問題）と、都市の拡大にともなう都市化した地域の問題（農村の都市化にともなう問題）である。このうち、本章は前者を扱い、後者は前章（第5章）のなかで議論している。なお、本章の「農民工」の定義は農業以外の分野に就業する農村出身労働者である。この定義は農村から他地域へ移動して就業するいわゆる出稼ぎ労働者のみならず、地元で非農業分野に就業する農村戸籍者をも含む広義の概念であり、中国政府の統計でも近年はこの定義が採用されている<sup>3)</sup>。

表6-1は中国の戸籍制度の変遷を概観したものである。山口（2009）で詳述したように、1950年代にはじまる戸籍制度は当初、計画経済に伴う厳格な移動規制を行った。1980年代以降、沿海部の労働力需要に合わせて一部規制を緩和し、1990年代以降は都市の規模別に小都市ほど規制を緩和し、大都市とくに特大都市では厳しいコントロールを続けている。2014年に発表された最新の新型都市化計画に伴う国务院の「戸籍制度改革をさらに進めるための意見」の内容もこの方針にのっとったもので、そこでは小都市の戸籍転入規制の全面撤廃、中都市以上については各都市の経済の現状に合わせて規制緩和することとされている。中規模の都市については秩序をもって開放、大都市は合理的に開放するが、特大都市についてはなお、厳格にコントロールすると謳われている。ただし、すでに都市に就業、居住している者、つまりいわゆる農民工の問題を優先的に解決すること、戸籍の転入を伴わずに都市に住む者には居住証を発行し、都市住民と同様の公共サービスが受けられるようにすることなど、新たな配慮にも言及されている点は新しいとみられる。

表6-1 戸籍制度に関するおもな政策の変遷

I 人口移動・戸籍移転抑制期（1958-1977年）		
1958	「戸籍登記条例」	・公民の農村から都市への移動制限の開始。
1962	公安部「戸籍管理の強化についての意見」	・5大都市（北京・上海・天津・武漢・広州）への移動をとくに規制。
1977	公安部「戸籍移転に関する規定」	・農村から都市、農業戸籍から非農業戸籍、北京・上海・天津の3市への流入を厳しく規制した。
II 特例措置による人口移動・戸籍移転緩和期（1978～1980年代）		
1980	公安部、糧食部、国家人事局「専門技術者の農村家族呼び寄せに関する規定」	・高級幹部などの家族の農村からの呼び寄せ転入を可能にする特例規定。
1984	国務院「農民の集鎮への転入に関する通知」	・県下の町（集鎮）で就業または自営する農民とその家族に食糧を自弁することを条件に常住戸籍を発行し、非農業人口とする。
1985	「身分証条例」	・身分証による人口の動態管理の開始。
1989	国務院「農業戸籍から非農業戸籍への転換規制通知」	・「農転非」を国家計委委員会による計画指標管理でコントロールすることを規定。
III 都市規模別戸籍緩和期（1990年代～現在）		
1992	公安部「地元限定の都市住民戸籍制度の通知」	・経済特区、経済技術開発区、ハイテク産業開発区で認められる地元限定の戸籍を認める。
1997	公安部「小城镇戸籍管理制度改革試点法案と農村戸籍管理制度の改善についての意見」	・小城镇で就業・自営する者および住宅保有者本人と同居家族に都市戸籍の取得を認める。
1998	公安部「現行の戸籍管理政策の突出した問題を解決するための意見」	・都市居住者の家族および投資家・起業者・住宅購入者と同居家族の戸籍取得を許可。 ・北京・上海の特大都市のみ厳格コントロール。
2001	公安部「小城镇戸籍制度改革を進めるための意見」	・小城镇では、合法的な固定住所、安定した職業または生活の糧をもつ者とその同居家族は希望すれば都市常住戸籍を取得できる。
2014	国務院「戸籍制度改革をさらに進めるための意見」	・すでに都市に在住している農民工の問題を優先的に解決する。 ・戸籍転入の受け入れは、地元経済の現状に合わせて個別に実現に移す。 ・都市規模別に戸籍制限の開放規制を変える。小都市は全面的に開放、大都市ほど規制を残す。

（出所） 伍（2002）、殷・郁（1996）、法令法規を基に筆者作成。

表 6-2 外来人口の規制緩和と保護に関するおもな法令

公布年	法令名称	内容
2001	国家計委、財政部「出稼ぎに関する行政による費用徴収撤廃通知」(計価格[2001]2220号)	[行政費用の減免]
	国务院「農民の都市就業に関する管理とサービス工作の徹底通知」(国弁発[2003]1号)	[方針]
2003	「労災保険条例」(2004年1月1日施行)	[労災保険]
	国务院「都市に身寄りのない流浪者・乞食の救助管理法」	[収容制度]
	国务院「都市で就業する農民子女の義務教育対策改善通知」(国弁発[2003]78号)	[子女教育]
	労働社会保障部、建設部「建設企業の農民工への賃金遅配欠配問題の解決通知」(労社部発[2003]27号)	[賃金未払い問題]
2004	財政部、労働社会保障部ほか「農民工管理に係る経費を財政予算の支出範囲に組み入れる通知」(財預[2003]561号)	[行政費用の減免]
	「中華人民共和國行政許可法」	[就業制限の撤廃]
	労働社会保障部「混合所有制企業と非公有単位の従業員の医療保険参加に関する意見」(労社庁[2004]5号)	[医療保険]
	労働社会保障部「農民工の労災保険参加に関する問題の通知」(労社部発[2004]18号)	[労災保険]
2005	国务院弁公庁「農民の都市就労環境改善をさらに進めるための通知」(国弁発[2004]92号)	[方針]
	労働社会保障部、建設部、全国総工会「建設業など業種の農民工契約管理に関する通知」(労社部発[2005]9号)	[労働契約]
	労働社会保障部、建設部、全国総工会など9部委「農民工の賃金遅配欠配問題のさらなる解決のための通知」(労社部発[2005]23号)	[賃金未払い問題]
2006	国务院「農民工問題の解決に関する若干の意見」(国発[2006]5号文件)	[方針]
	労働社会保障部「農民工の医療保険参加範囲拡大のための通知」[労社庁発[2006]11号)	[医療保険]
	労働社会保障部「農民工“平安計画”実施により労災保険参加を加速するための通知」(労社庁発[2006]19号)	[労災保険]
	「中華人民共和國義務教育法」改訂	[子女教育]
2014	国务院「農民工服務工作をさらに進めるための意見」(国発[2014]40号)	[方針]

(出所) 李(2007,53), 鄭・黄(2007,106-112), 関連法令より筆者作成。

(注) 網掛けは国务院公布の方針を定める政策で、重要度が高いもの。

しかし、農民工の就業先が沿海部の特大都市や大都市中心であることを考えれば、2014年の国務院「意見」も農民工の移動先都市への戸籍転入を積極的に実現するものではない。2014年「意見」のなかでは、戸籍の転入を伴わない農民工への居住証の発行と公共サービスの提供に言及されているが、これがどの程度実施されるかが重要になろう。現実的には「意見」中にもあるように、各受け入れ都市の経済状況次第、つまり財政能力と労働需要に合わせて任意に実施すればよいことになると思われる。

以上の戸籍制度改革に関する国務院「意見」とともに、一連の新型都市化政策のなかでは、戸籍の移動を伴わない農民工の問題について、別途国務院「意見」が公布されている（表6-2）。ここでは、農民工への職業訓練の実施による職業転換と安定的な就業の支援、とくに中西部における農民の地元での非農業就業支援が数値目標を伴って指示されている<sup>(4)</sup>。さらに、戸籍転入を伴わない農民工への公共サービスの提供が謳われている。しかし、これが今後どれだけ実行に移されるかは、これに続く各部門の方針や各地域での実施状況をみていく必要があると思われる。

以上、いわゆる農民工問題、つまり人の移動（空間的都市化）に伴う戸籍制度の改革（制度的都市化）は、新型都市化政策の実行によっても現実的にはほとんど進んでいないとみられる。戸籍の転入が進まず、また戸籍の転入を伴わない農民工への行政サービスが十分に提供されないなか、農民工の都市滞在は長期化しているにもかかわらず仮の姿でしかなく、帰郷志向が強く観察されている（山口 2014, 『財新網』2017年1月27日付）。このような制度的制約は、市場経済における都市化過程とは異なる都市化現象を引き起こしている。それは、企業の内陸進出と内陸地方政府の企業への積極的な誘致活動として観察される。第3節以降の事例検討に入る前に、次節では本章の事例となる富士康の事業展開の歴史を紹介したい。



## 第2節 富士康の内陸進出

中国における戸籍制度を中心とする人の移動に関する制度的制約は、市場経済における都市化過程とは異なる都市化現象を引き起こしている。前述したようにそれは、企業の内陸進出と内陸地方政府の企業への積極的な誘致活動として観察される。本節では富士康の内陸移転の背景を整理し、次節以降(第3, 4節)でそれにとまなう地方政府の行動をみてみたい。

### 1. 富士康の事業展開

表6-3に、富士康の中国内外における事業展開の歩みをまとめた。富士康は鴻海精密工業が中国大陸で展開する企業名で、中国大陸には1988年、深圳市宝安区に最初に生産基地を設けた。改革開放後の深圳にいち早く進出した海外企業のひとつだといわれ、以来1990年代には、深圳の生産基地を拡大するとともに江蘇省の昆山にも生産拠点を設けた。さらに、2000年代に入ってから北京市、上海市のほか、太原市(山西省)、天津市、淮安市(江蘇省)、南京市(江蘇省)、武漢市(湖北省)、廊坊市(河北省)、秦皇島市(河北省)、營口市(遼寧省)、南寧市(広西省)など、沿海部の工業先進地域より一歩内陸に入った地域にも生産拠点を展開しつつ、当初からの生産拠点であった深圳工場が中国国内最大規模の重要な基地であり続けた。なお、同時に海外では、アイルランド(1999年)、ハンガリー、フィンランド、メキシコ(以上、2003年)、ベトナム(2007年)にも生産基地を開設している。

富士康にとって大きな転機は、しかし、2010年に訪れた。国内最大規模の深圳工場で従業員の連続自殺事件が起き、富士康はまもなく、賃金の大幅なアップと従業員の労働環境の改善に着手した。それと同時に、重慶市、成都市(四川省)、鄭州市(河南省)など内陸地域への生産設備の大規模な移転を開始したのである。その過程では、内陸各地の地方政府による熾烈な富士康

表6-3 富士康による生産拠点を拡大の動き

	中国国内および台湾での動き	海外の動き
1970年代		
1974年	台湾にて創業（鴻海プラスチック企業有限公司）。	
1980年代		
1988年	大陸初進出、深圳工場（深圳市宝安区）開設。	
1990年代		
1993年	江蘇省昆山工場の開設。	
1996年	深圳龍華科技园を増設。	
1998年		スコットランド・グラスゴーにヨーロッパパバ分社を設置。
1999年		アイルランド・リメリックに工場を設置。
2000年代		
2001年	北京工場投資プロジェクトに契約。2002年生産開始。	
2003年	上海松江工場、山西省太原工場、浙江省杭州工場開設。	ハンガリー、フィンランド、メキシコ・チワワ工場操業。
2004年	山東省煙台工場、深圳觀瀾工場、昆山工場増設、上海富士迈工場を設置。	メキシコ・シウダーフアレス工場を設置。
2005年	深圳觀瀾工場内に鴻觀工場を増設、深圳松崗工場、天津工場開幕。	
2007年	江蘇省淮安及び南京、河北省廊坊及び秦皇島、湖北省武漢、遼寧省營口、広西チワン族自治区南寧に工場を設置。	ベトナム・バクサン省及びバクニン省に工場設置。
2008年	浙江省嘉善工場を設置。	ロシア・セントペテルブルグ工場を設置。
2009年	重慶、四川省成都工場を設置。2010年に創業。	
2010年代		
2010年	河南省鄭州工場を設置。	

(表6-3 続き)

	中国国内および台湾での動き	海外の動き
2011年	広西省南寧工場に砂井工場区を増設。湖南省長沙 R&D 基地、同省衡陽工場、天津工場を設置。	
2012年	河南省南陽、済源、鶴壁、内モンゴルオールドスに工場を開設。	
2013年	貴州第4世代緑色産業パーク1期工事に着工。 貴州富士康師範工場を操業。	
2014年	安徽省安慶工場投資プロジェクト、山東省荷沢、臨沂への投資プロジェクトを契約。 貴州省六盤水にて契約した工場兼店舗が操業。 貴州の第4世代緑色産業パークが操業開始。	

(出所) 富士康科技集団ウェブサイト (<http://www.foxconn.cn/>)、会社概要より筆者作成。

誘致競争があったといわれている。それは「招商引資」と呼ばれる企業誘致行動である。

さらに2013年には、富士康は西南中国最大の貧困地域である貴州省に第四世代グリーン産業パーク（綠色産業園區）と称する、環境に配慮した生産拠点を開設した。ここでも地元、貴安新区の政府による積極的な招致活動が展開されたものとみられ、現地には工業生産エリアの他、貴安新区の政府による「富貴安康」小区と呼ばれる、おもに富士康の従業員のための住宅、医療、公共サービスなどを集積した居住エリアが整備されている。

## 2. 2010年——従業員の連続自殺——

富士康の深圳工場で、従業員の自殺が相次いでいることが最初に報道されたのは、2010年4月のことであった。4カ月で6件の自殺（未遂を含む）が起き、深圳市総工会<sup>(5)</sup>が調査に乗り出した、と報道された。

「南方週末」によれば、富士康では、2007年にも2件、2008年に1件、2009年に2件の従業員の自殺が発生している。2010年に入り、飛び降り自殺が連続し、その後5月末までに13件の自殺事件（一部未遂を含む）が発生した。自殺報道が新たな自殺を呼ぶ恐れから、5月28日、中国国内のメディアは（政府から）富士康の自殺報道を自由に報道してはいけないとの通知を受けた（『FT 中文網』2010年6月1日付）とのことで、それ以降の動向については一切の情報が絶たれている。

富士康はこのとき、深圳工場だけで従業員数31万人以上を抱える大工場であった。富士康の経営陣は、当初は全国の自殺率に比べ、富士康の自殺は多いとはいえないと発言し、また自殺は個人の家庭環境や社会問題だとして、会社としての管理上の責任を否定していたものの、相次ぐ自殺事件を受けて企業としての責任に言及せざるを得なくなった。それにともない、心理コンサルタントを工場に招聘し、悩み相談ホットラインをもうけたり、従業員同士の助け合いチームを作ったり、ストレス発散のためのサンドバッグを設置

したり、宿舎に落下（自殺）防止のためのネットを張るなどの措置をとっている。

なお、自殺者は18～24歳で、富士康によれば勤続半年以内の新参者が多い。自殺の方法は2009年7月に起きた宿舎からの飛び降り自殺以来、2010年の事件では明らかになっているほとんどが宿舎からの飛び降り自殺である。

大量自殺発生の原因について、低賃金が問題だとか、新世代の出稼ぎ労働者たちのおかれた境遇の問題だとか、「80後」、<sup>バーリンホウ</sup>「90後」<sup>ジウリンホウ</sup>と呼ばれる中国の若者世代<sup>(6)</sup>の精神的な弱さが原因だとか、富士康の極度に効率を追求した企業管理の問題だ等のさまざまな指摘がなされている。数々の報道と専門家や研究者の見解にみられる自殺の背景は、大きく分けて以下の三つの問題として説明されている。

第1に、自殺者個人と彼らの世代的特徴からの説明がある。富士康の経営層が当初主張していた、自殺は純粹に個人的な行動であり、その背景は恵まれない家族関係や恋愛関係のトラブルなどの精神的な問題、また年若い「80後」「90後」世代の精神的脆さにあるとの説明がある。

第2に、富士康の企業としての問題があげられる。若い出稼ぎ者の自殺は富士康だけで起きているのか、富士康は氷山の一角であって他企業でも自殺が起きているのかは、明らかでない。しかし、少なくとも他の企業ではこれほど多発していないと考えられるとすれば、なぜ富士康で複数の自殺が起きるのかは当然追求されるべき問題だろう。

富士康が労働環境の劣悪な極端な搾取工場で、従業員を自殺に追いやっているとの考え方は、おおむね否定されている。労働環境の劣悪な工場や搾取工場は数多くあり、富士康の就業環境、無料の宿舎と食堂、プールや洗濯設備などの完備された娯楽・生活サポート施設は、それら自体として条件は決して悪くないようである。

ただし、単調な作業が長時間続く極度に効率化された就業体制や従業員管理、さらには工場内の人間関係の希薄さが従業員を精神的に追い込み、自殺に駆り立てている（『南方週末』2010年5月13日付）との指摘は否定できない。

若い『南方週末』記者の潜入レポートによれば、ひどく単調で、しかも一時しゃがむ余裕さえもないベルトコンベア上の作業に疲れた従業員たちは、宿舍の同室者の名前も知らず、ほとんど会話することも無いという。それにもかかわらず、基本給が低く、それだけでは生活を維持できないため、皆進んで残業をしたがる。誰もが自主的に単調な長時間労働に駆り立てられる「残業王国」だという。

第3は、農民工を取り巻く社会体制の矛盾と労働環境・条件の悪化という大きな問題への指摘である。大量の廉価な労働力を背景に経済発展を進めてきた中国は、GDPの急成長の一方でそれに大きく貢献した農民工を保護制度から排斥し、低賃金のまま雇用してきた。深圳当代社会観察研究所の劉開明所長によれば、1992年以来、都市の在職者と外来農民工の賃金格差は拡大し続け、2008年にはおもな出稼ぎ就業地である珠江デルタと長江デルタにおいて、農民工の賃金は都市戸籍の在職者の37.8%にすぎない。今、出稼ぎ新世代または第2世代と呼ばれる1980年代以降生まれの出稼ぎ者たちは、じつはそれ以前の出稼ぎ第1世代より所得が減っているという（『南方週末』2010年5月13日付）。そして、新世代の出稼ぎ者は旧世代に比べ、より大きな焦りと生き残りのプレッシャーに直面している。なぜなら、新世代は親の出稼ぎのために小さい頃に故郷を離れて都市で育ったか、農村で育っても農業就業経験がなく、出稼ぎに出た世代であり、農村・農業に基盤をもたないからである。都市での生活が厳しくても、第1世代と違って農村に戻る選択はないことが彼らの焦りと迷走につながっている（『南方週末』同上）。

### 3. 賃上げ

連続自殺事件発生後の2010年6月に、富士康の経営陣は全従業員に3割の賃上げを発表した。これにより、一般的なラインワーカーの基本給は900元から1200元となった。さらに、5日後の6月6日には、再度の賃金アップを発表、ラインワーカーとライン長は3カ月以上勤続し、業務考課に合格すれ

ば10月1日以降、基本給を2000元とすることとされた。この二度の賃金調整による賃金上昇率は66%に上る（『南方週末』2010年6月7日付）。

富士康メディア弁公室の劉主任によれば、10月1日以降の残業手当など各種補助を含めた賃金総額は、2700～3600元に上る（『南方週末』2011年3月3日付）。同じ報道によれば、この2010年の二度にわたる大幅な賃上げの後、2011年の春節明けには、深圳工場では従業員の帰還率（春節前に帰省した後、春節明けに工場に戻ってきた従業員の割合）は史上初の98%という高率だった。新しく富士康に入職を希望する従業員の行列も絶えなかったという。前年の連続自殺事件の記憶が新しいにもかかわらず、富士康が提示した賃金が深圳の同業他社に比べて極めて競争力があつたことを示している。

しかし、廉価な労働力を大量に雇用することによって競争力を維持してきた富士康にとって、66%の労働力コストのアップは大きな負担になったと考えられる。この年、富士康は深圳工場の規模を縮小し、内陸に生産拠点を移す動きを加速させる。この背景には、2010年の賃上げのみならず、深圳の地元政府から従来受けてきた各種の税制面での優遇措置が受けられなくなってきたためだともいわれる（『中国経営網』2010年6月28日付）。広東省政府は産業の高度化を図り、従来の花形であつた労働集約産業へ政策的優遇をやめていた。

内陸各地の地方政府は新たな受け皿を探す富士康を高貴な想像上の鳥、「鳳凰」に見立て、それぞれの地元で招致しようと可能なかぎりの優遇条件を示して誘致競争をしたといわれる。結局、生産拠点の内陸移転先にはおもに、四川省成都市と河南省鄭州市の二つが選ばれた。この2都市には共通点が多い。まずこの二つの都市がある省はいずれも、中国第1と第2の人口大省であり、出稼ぎ労働者の最大の送り出し元である。つまり多くの農村人口を抱え、省内に非農業就業機会が乏しい省である。出稼ぎ労働者数では、河南省が全国1位、四川省は2位である。また、成都市と鄭州市はいずれも省の中心都市である。

両者とも、富士康の誘致にあたっては、省政府と市政府による積極的な働

きかけがあった。その模様を以下の第3節でみてみたい。

### 第3節 工場の内陸移転

深圳工場の規模縮小と生産拠点の内陸進出の背景は、一義的にはより廉価で豊富な労働力を求めてのことだと考えられる。実際に、富士康のスポークスマンの胡国輝氏は、河南と四川はどちらも最大の農民工送り出し地域であり、農民工の故郷になるべく近いところへ進出しようという考えが同社にあったと述べている（『新浪科技』2013年3月4日付）。しかし、66%もの労働コストの上昇をカバーできるほどのメリットが、内陸進出にあったのだろうか。以下の二つのケースをみてみよう。

#### 1. 成都——四川省政府の「一号工程」——

富士康の四川省誘致にあたって、四川省政府は2009年に「一号工程」という政府プロジェクトを始動した。富士康を四川省に誘致するために総額10億米ドルを投資するとしている（『華夏経緯網』2013年10月18日付）。四川省が富士康誘致の任務を成都市に下達し、成都市はさらに市下の各区と県に指示して、最終的に地理的条件が相対的によい郫県がプロジェクトを受け入れることになった。

##### (1) 政府によるワーカー斡旋

四川省の一号工程は中国の西部地域では史上最大規模の企業誘致プロジェクトだといわれ、富士康の誘致によって成都市の情報産業の発展を牽引し、IT産業の産業チェーンをつくることを期待されていた。そのため、四川省政府は2010年に富士康を誘致する際、税収面や工場用地の優遇措置のほか、ワーカーの確保を富士康に約束していたといわれる。成都工場の生産開始は



2010年7月であり、折あしく5月に深圳工場でワーカーの連続自殺が注目を集めた直後のことであり、従業員の募集は困難を極めた。

富士康の事務部門のスタッフによれば、成都工場の普通ワーカーの募集は地元政府に一任されており、四川省の労働部門に富士康の求人数を知らせれば、政府があらゆる資源を総動員してワーカーを募集し、工場に送り込んできたという（『華夏経緯網』2012年5月2日付）。成都工場の従業員数はピーク時で12万人規模である。それでも、ワーカーの離職率も高く、成都工場はつねにワーカーを募集しており、1日に3000～5000人のワーカーを募集することも珍しくなかった。

これを充足させるため、四川省では公務員の年末考課のなかに富士康へのワーカー斡旋任務を完遂できたかという項目が加えられたという。報道では、瀘州市叙永県のある郷鎮の例では、公務員に対する年末考課の一貫として、富士康へワーカーをひとり斡旋するごと、公務員個人に600元の奨励金が与えられ、目標以上に斡旋した者にはひとりにつき1000元が報酬として支給された。反対に、目標人数に達しなかった者には500元掛ける不足人数の罰金が課されたという。斡旋目標人数は富士康の求人によって随時変化するため、公務員への負担とプレッシャーは大きかった。目標の求人数を満たせない場合、基層の郷鎮政府公務員がワーカーとして富士康の工場で一定期間働くといった現象もみられたという。

このような行政ネットワークを利用したワーカー斡旋だけでは不十分で、個人ブローカーも利用された。こうしたブローカーはワーカーをひとり斡旋するたび、500元を政府から受け取るとされ、ブローカーによればワーカーは富士康の求人に応募する場合、通常応募者個人が負担しなければならない健康診断費用の60元さえも、政府財政から支払われたという。

政府によるワーカー募集には、一定の行政コストが必要となる。

## (2) 生活施設の整備

郫県では、富士康の誘致により将来的に30万人近い新移民が県内に転入す

ることを予期し、富士康のために住宅や生活空間などの関連施設を建設する計画を立てた。このため、2010年8月、富士康のために生活施設を建設するための会社として新益州公司という官営会社を設立した。登記資本額24億元、株主は鄭県国有資産監督管理弁公室である。この会社の職責は、富士康のために確保された居住地エリア、8平方キロメートルの土地を住民から収用し、インフラを整備して旧住民への新居建設と融資などを行うことである。同社によれば、15本の道路敷設と二つの橋の建設費用として7億9000万元、旧住民への新居建設（総面積116万平方メートル）に36億元、富士康に協力して開設する総合サービスセンター、住人の公共ジム施設などの建設に8億元が必要だとされている。あわせて51億9000万元に上る投資額が調達できず、施設整備は遅れていると報道されている（『華夏経緯網』2013年10月18日付）。

## 2. 鄭州——高コストな企業誘致とリスク——

富士康鄭州生産基地は、鄭州市郊外の新鄭空港近くに立地する。2010年7月に登記され、9月には生産を開始したスピードの速さが「鄭州速度」と、富士康幹部と省政府に称賛されたという。鄭州への富士康の誘致には、鄭州市政府が「五五弁公室」と呼ばれる富士康専門の職務チームをつくり、誘致活動とその後の企業サービスにあたった。「五五」とは、鄭州市政府が2011年に発表した「鄭州富士康プロジェクトのためのサービス促進メカニズムをつくるための通知」に起因した名称である。このなかで鄭州市は、富士康のために5つの「1」を約束した。それはすなわち、ひとつのプロジェクト、ひとつの団体、ひとつのプログラム（方案）、一貫したサービス（一条龙服务）、一貫して責任をもつ（一盯到底）である。これに呼応して、富士康 CEO の郭台銘が「五五」計画、つまり5年間で河南に5000億元の GDP をもたらすと宣言したことからキーワードになった（『中国経営網』2012年11月20日付）。

四川省同様、各地の地方政府が富士康誘致のためにこれほどの努力をする背景には、富士康が地元経済にもたらす巨大な貢献と、地元政府にもたらす

巨額の投資、GDPの増大、さらには就業規模への貢献があるとみられる。実際に、富士康誘致後の河南省の2011年の輸出入総額は326億4000万米ドル、中部6省中、湖北に続く第2位で、これは2010年に比べて83.1%の増加であった。なお、2011年の河南省における富士康グループの輸出入合計額は94億7000万米ドルで、河南省全体の輸出入総額の29.0%を占める（『中国経営網』2012年11月20日付）。富士康が進出したことにより、香港、台湾をはじめ、深圳、東莞、昆山、蘇州などの100社近い関連企業が新鄭総合保税区や輸出加工区等に進出した。さらに将来的には、100余りの産業、400を超える関連企業が河南に進出することが見込まれているとされる。

#### (1) ワーカー募集

成都同様に、鄭州工場誘致にあたって河南省政府が富士康のためのワーカー募集に協力することを約束した。2012年8月に開かれた河南省の会議のなかで、河南省が富士康のために20万人のワーカーを集めること、この任務を河南省各地の18の地区・市政府に配分し、任務を遂行できない県市は批判の対象となることを決めた。

鄭州市内の鉄道や長距離バスの駅付近、富士康の工場ゾーンと宿舎ゾーンの付近にはいくつものワーカー募集申込所や募集センターがあり、無料で富士康への就業を斡旋している。これらの募集センターは個人のブローカーによって運営されているもので、その収入はすべて政府による補助である。ワーカーを斡旋し、3カ月以上勤続することができれば、政府から補助が出る。その金額は当初300元だったものが、500元まで増額している。さらに河南省政府は2012年に限って、労働者の富士康への就職を促進するため、ワーカー個人にも毎月200元の補助を出している。この予算は河南省財政から支出され、河南省人事労働部門から支給される。

就職斡旋のほか、職業高校や専門学校（大專）の学生を組織して富士康に集団で職業訓練に行かせる措置もとっている。

これらの積極的な取り組みにより、2011年の河南省の農村労働力移動は省

内移動者1268万人、省外への移動者が1190万人で史上初めて、省内移動者が省外移動者を上回った。2010年以前は、河南省の農村労働力は70%近くが珠江デルタ、長江デルタ、渤海エリアなどの省外に出稼ぎに出ているのである。賃金も当初の1350元から二度の賃上げを経て1800元になり、深圳工場の基本給と同等となった。富士康の賃金上昇にともなって、付近の不動産賃貸価格も上昇しているという。

### (2) 宿舎の建設と管理

宿舎からの飛び降り自殺が多発した深圳富士康では、宿舎も含めて富士康が建設、管理していた。鄭州富士康では、宿舎を工場から独立させ、政府管理としたことが最大の特色だと、富士康スポークスマンの劉坤氏が述べている。

富士康誘致にあたり、鄭州市政府は別途建設企業を誘致して三つのワーカー用宿舎と住宅エリアを建設した。そこに近隣の土地収用農家を入居させるとともに、富士康の従業員宿舎とした。各住居エリアには管理人とガードマンを常駐させている。

鄭州富士康の従業員は目下、約90%が河南省出身者で、その他は陝西省、山東省などの近隣省出者である。

こうすることにより、富士康が宿舎建設や管理に要するコストを大幅に削減できるとともに、深圳では大半が宿舎で発生した自殺のような問題の責任からも逃れることができると思われる。従業員にとっても、プライベートな生活時間まで厳格なことで知られる富士康の企業管理のもとにおかれることに比べ、生活空間が切り離されることはより望ましい措置だといえるだろう。また、こうすることによる生活環境の改善、プライバシーの尊重は深圳の連続自殺事件でも問題とされた新世代農民工のニーズに合わせた変化でもある。

### (3) 富士康頼みのコスト

2015年、全国の輸出入が振るわないなか、河南省は輸出入総額4600億2000

万円で史上最高額に達した。これは前年に比べても15.3%の増（全国3位）であり、総額では全国11位、中部6省では1位であった（『大河網』2016年2月18日付）。

ところが問題は、富士康鄭州工場は請け負うiPhoneの販売不振や生産周期に容易に影響を受けることである。さらには、富士康が鄭州市内の他の工業企業の生産を牽引することによる作用も発生し、その牽引作用は年々大きくなっているとみられ、たとえば、アップル社のiPhone6Sの世界的な販売不振が河南省経済に大きく影響するということである。

iPhone6Sの受注は振るわず、2016年1月、アップル社はついにiPhoneの発注を縮小した。これに関して、鄭州市労働部門から鄭州富士康に対し、2015年12月末に失業保険から8190万円の雇用維持補助が支給された（『華夏経緯網』2016年1月8日付）。鄭州市はこのとき、市内の135社に対して同補助を支給したが、富士康に対する補助額が最大で全体の半額以上を占めた。

河南経済にとって、富士康の貢献の大きさもさることながら、それを維持するために政府財政が多大なコストを負担していることも注目に値する。

#### 第4節 貴州省貴安新区——都市化政策と企業誘致——

富士康の内陸進出は労働力の豊富な四川省、河南省への大規模生産拠点設置にとどまらず、2013年にはさらに内陸に位置する貴州省にまで及んだ。貴州省は歴史的に、遠隔地への労働移動は四川省や河南省ほど盛んではなかった。ところが折しも、第3章でみたように貴州省は貴安新区を中心に都市化政策を推進中であり、その都市化<sup>(7)</sup>は地元農民の就業面での非農業化も同時に実現しなければならない課題の多いものである。貴安新区は、企業のニーズに合わせた行政サービスの提供に徹することで企業を誘致、さらに定着してもらい、経済発展と都市化を同時に達成する試みを始動している。なお、企業とはとりわけ、最大規模の富士康のことであり、それは「富貴安康」と

いう政府のプロジェクト名からも明らかである。新区政府と富士康は協定を結び、社区（コミュニティ）をつくり、企業のニーズに徹底的に答えるサポートを展開している。その内容は成都、鄭州などの前例に比べてもさらに積極的に柔軟なものであり、戸籍制度の制度的制約を可能なかぎり解消しようとするものである。以下、本節ではその具体的な政府行動を紹介したい。

### 1. 貴州省政府との戦略的協力協定締結

2013年7月、富士康と貴州省人民政府は戦略的協力協定を締結し、貴州省の省都、貴陽市の周縁部に新しくつくられた貴安新区に第4世代産業パークを開設することを決めた。この協定は「北斗七星、富貴安康專安」と命名された。北斗七星とは、富士康の貴安での産業パークが電子情報産業パーク、省エネ環境保護産業パーク、国際データセンター、健康生活産業パーク、戸外体育パーク、「数位内容創意園」、富貴安康生態小鎮の7つのプロジェクトからなることから名付けられた。これにより、貴州富士康は2016年の総生産額500億元、2018年には1000億元を実現することが予想されている（『中央政府門戸網』2013年10月22日付）。

第4世代産業パークとは、国内の他の地区における大規模産業パークとは異なり、貴州の富士康では海外の最先端の産業パーク建設理念を導入し、飲食、生活、運動、生産が一体となった包括的な産業パークだという（『華夏経緯網』2013年10月22日付）。

これにより、貴州省政府は10月に省政府内に富士康項目推進工作領導小組を、同時に貴安新区にも富士康項目推進領導小組を組織した。貴州省人民政府の発表によれば、「企業に本当に根付いてもらうために、貴安新区は富士康のニーズにあった総合的なサービスモデルを提供する。このモデルには企業のために設置する快適なオープンコミュニティ、ホテル、映画館、学校、病院など、すべての効能が揃っており、企業とその従業員のためにもともに発展する融合的なモデルだ」という（『中央政府門戸網站』2013年10月21日付）。

富士康の誘致と貴安新区における発展を保障するため、貴州省は市・州と省の関係部門のあいだで富士康項目協力調整推進連絡組を設置し、専門の職員がひとつの窓口で確実に対応する体制をとった。

なお、富士康の第1世代工場は深圳で生まれ、同地のGDPと就業促進に大きく貢献したものの、当時は環境に対する配慮には乏しかったといわれる。第2世代工場は山東省煙台におかれ、この時には環境にも配慮して海を汚染しないよう工夫がなされた。第3世代は天津工場以降で、クラウドネットワークなどの高次産業を積極的に発展させ、ソフトウェア技術が主流になりつつあるとのことである（『華夏経緯網』2013年10月22日付）。

企業名が富士康、所在地の名称が貴安であるため、両者を融合させて「富貴安康」という縁起のよい新語を作った。富士康CEOの郭台銘会長が、これは富士康と貴安新区さらには貴州省の共同の望みであり、豊かで安らか、かつ健康的な生活をつくっていかうとするものだと、メディアに応じて話している。

富士康の貴安産業パークには、貴州省政府の強力なサポートが提供されており、プロジェクト設計、建設工事、水道電気の供給保障、交通物流、生産設備、従業員生活などの面で協力とサポートを受けている。さらに、省政府のサポートは従業員募集にも提供されている。ワーカー5000人余りの募集に政府が協力したこと、および職業学校生徒の実習派遣を1万人余り政府が組織したとされる（『多彩貴州網』2015年12月9日）。

## 2. 富貴安康社区

貴安新区には現在、40社余りの企業が入居しており、なかでも富士康の企業規模と雇用者数が最大である。貴安新区内の企業で働く労働者のために、「富貴安康」社区<sup>8)</sup>と呼ばれる生活ゾーンがつくられており、そこには従業員向けの住宅、住民向けの公共サービスセンター、病院、さらには富士康の新規従業員採用手続きをする常設テントが集まっている。現在建設中のB座、

C座地区はさらに大規模で、幼稚園と小学校も建設中であった。

### (1) 服務中心（「社区大庁」）

富士康を貴安に迎えるにあたり、省内初の「企業にサービスすることを中心的業務とする都市社区サービスセンター」が設置された（『黔訊網』2015年3月23日付）。企業とその従業員の生活の便宜を考慮し、住宅地に行政の出張所を設けたのである。

「社区大庁」と呼ばれる服務中心（公共サービスセンター）には、この社区を所管する郷鎮政府（馬場鎮）から派遣された職員が23名常駐し、住民のための公共サービスや手続きにあたっている。おもな業務は、行政証明書の発行、計画生育と婦女検査、近隣の利害関係の仲裁、治安、環境衛生の維持、また祝祭日のレクリエーション（「聯歡会」）などの文化活動も行っているとのことであった。

### (2) 住宅

新区内の企業で働く労働者の住居として、新しい16階建ての住宅が完成している。現在、A座エリアの12棟が入居済みで3000人ほどの住人が住んでいる。住宅の建設は政府が行い、管理は民間の不動産管理会社（物業管理公司）に委託されている。不動産管理会社経理の話によれば、現在、入居者はほとんどが富士康の従業員で、大半が貴州省内の出身者である。住居形態は家族用（40～60平方メートル）が4棟、夫婦用4棟、残り4棟は一部屋6人の单身者のための集団宿舎とのことであった。部屋割りは富士康が統一的に分配しているということからも、現在の入居者は富士康の従業員のみだと考えられる。

一般ワーカーと管理職（高管）宿舎は区域が分かれており、管理職の住居は100平方メートル余りあるという。一般的に台湾企業は職務階層を重んじるといわれ、その要求に沿って建設された住宅であることがうかがえた。

住居面積は平均80平方メートルほどであり、2015年9月に入居開始、筆者



らが訪問した11月の時点では入居者の流動性は非常に低く、5%以下とのことであった。ちなみに一般ワーカーの勤務体系は3班交替の8時間勤務とのことである。

1カ月の平均的な家賃は、家賃と不動産管理費を合わせて400数十元程度であり、富士康から不動産管理会社にまとめて支払われる。企業による福利厚生の一貫であるとの説明であった。

不動産管理会社は生活ゴミの回収、清掃、公共施設（エリア内の街灯、樹木、バスケットボールコート）の維持と管理が中心であり、ガードマン25名を雇用して管理を行っている。

### (3) 病院

住宅、公共サービスセンターと並び、病院が開業している。貴州省人民医院の貴安新区分院であり、医師12名、看護師7、8名、専門技師数名を含む総勢30名余りのスタッフが勤務している。内科、外科、婦人科、小児科、放射線科、ICUを備えている。

新区企業の従業員は医療保険カードを所持しており、そのなかの医療費を使って無料で医療を受けることができる。医療費は賃金の数%で、人により異なる。

開業後まもなく1年になるが、これまでのおもな患者は風邪や腹痛、軽微な怪我など、日常的な傷病である。救急車3台を保有しており、大きな怪我や病気の場合は本院に搬送する体制になっている。

### (4) 富士康従業員採用センター

富士康社員からのヒアリングは行えなかったが、同行の郷鎮職員からのヒアリングによれば、貴安富士康の現在の最低賃金は1700元程度、残業代を含めて2400から3000元余りの賃金である。

貴安の富士康は現在第1期工事が終わったところで、目下7000人程度が雇用されている。第2期工事の完了が間近で、完了後は1万2000人を雇用、

2016年中に3万人、最終的には10万人まで規模を拡大する予定であるとのことであった。

目下、区内に居住する従業員は若く、家族構成も単身者から夫婦、乳児のいる夫婦といった様子で学校や託児所の需要はまだないが、今後の需要を見据えて、現在より大規模な住宅エリアであるB座、C座の建設を急いでおり、そこには幼稚園と小学校を建設中である。

居住エリアである富貴安康社区から新区内の富士康工場までは送迎バスが発着しているが、自転車やバイク通勤も可能な距離であるとのことだった。

### 3. 人材育成

2015年12月、貴州省富士康項目誘致工作領導小組弁公室の主催により、「富士康集團の貴州幹部養成クラス募集を支持する3年計画」がスタートし、貴州省商務庁副庁長、貴州省富士康項目誘致工作領導小組弁公室副主任を始め、省人事社会保障庁、富士康集團、貴安新区管委會（政府に相当）などの政府部門、貴州師範大学、貴州財經大学、六盤水師範学院などの教育機関、その他メディアの代表者200人もが参加する大きな式典が行われた。

この計画は富士康が貴州省内の大学、専門学校の5つの専攻（機械、電子、管理、情報技術、インダストリアル・エンジニアリング）の最終学年の学生を対象に、学校が富士康の需要に合わせて（订单式）学生を養成し、富士康への就職を推薦する就職斡旋モデルである。計画では2017年12月までに8000人の技術者（管理部門幹部を含む）を募集する。貴州省の略称「黔」を冠して、「黔幹班三年募集計画」と呼ばれる。貴州省の幹部クラス三年募集計画である。

このように、富士康に向けて省内の関連専攻の専門学校生などを富士康の幹部に育成しようとする動きはあるものの、貴州の富士康については、今のところ成都や鄭州のように普通ワーカーの募集に政府が苦戦しているといった動きはみられていないようである。歴史的に遠隔地への出稼ぎをあまり好

まないとされる内陸貧困省の貴州では、一般ワーカーの求職者数がまだ豊富にあり、富士康の求人を満たしているということだと思われる。

以上のような貴安新区における政府の積極的な行政サービスは中国においても一般的な政府行動の範疇を超えるものである。ワーカー募集への協力が中心であった成都と鄭州での富士康誘致に対し、貴安新区ではさらに、政府自ら新たに社区をつくって富士康従業員の住居や医療、就学などの環境を精力的に整備している。それは都市化の手段として企業誘致を積極的に進めざるを得ない内陸小都市の姿であり、都市化が地方政府の積極的な企業誘致活動を生み出す典型的なケースである。

## おわりに

冒頭でみたように、新型都市化政策の戸籍制度改革を受けてもなお、工場ワーカーの中心である一般的な農民工にとって、戸籍の転入を実現し、沿海都市の正式な市民になることは現実的ではない。そうした制度的環境のもとで、多くの農民工が数十年を経てもなお、一時的な都市滞在を余儀なくされ、子女の教育や家族、両親の健康問題などで帰郷志向を強めている。そうした制度環境は、廉価な労働力を必要とする企業にはデメリットとなってきた。

本章が着目してきた富士康は、廉価な労働力を求めて中国に進出した労働集約型産業の典型である。2004年以降、中国の人件費が上がり、土地や水道電気といったインフラのコストも沿海部では上昇している。同時に、産業の高度化を図る沿海地域では地方政府の産業政策もより高度な産業を歓迎し、労働集約型産業は冷遇される傾向にある。深圳におもな生産拠点を置いてきた富士康も、2006年頃から第三国または中国国内の他地域への移転を模索していたといわれる。とくに2010年に深圳工場で起きたワーカーの連続自殺事件とそれへの対応としての急激な賃上げが大きな契機となり、移転を急ぐこ

ととなった。

富士康の生産拠点探しに対して、その受け皿候補地の各地方政府による誘致競争があったことは想像に難くないが、その模様は明らかでない。そこで本章では、2010年以降、富士康の生産拠点移転と拡大のおもな受け皿となった成都（2010年）、さらに鄭州（同）、そしてその後2013年の貴州省貴安新区への進出と、各地方政府の対応を追ってみた。

それによれば、2010年深圳の連続自殺直後となった成都富士康のワーカー募集にあたっては、四川省政府が企業に代わってワーカーを斡旋するという特別な支援を提供しており、しかもその業務は相当難航したことがみてとれた。鄭州富士康についても基本的にワーカー募集を政府が代行する支援関係は踏襲され、河南省政府も大きな行政コストを負担している。中国の地方政府が有力な外資企業を地元で誘致する際の常として、工場用地やインフラ整備への協力、税制優遇などは成都と鄭州においてももちろん行われている。富士康に対してはさらに、従業員募集への全面的な協力、さらには宿舎の建設と管理までを政府が企業へのサービスとして提供している点が興味深い。これにより、富士康が享受するメリットは、沿海部との労賃のわずかな差以上のものがあることが推測できる。

貴州省貴安新区の新しい生産拠点設置に関しても、貴州省政府をあげての全面的な協力提供があったことを、本章は報道や貴州省の政府発表、そして研究会の現地調査から示した。「富貴安康」社区の整備は、印象的であった。マンションのような現代的な概観の従業員住宅、正規の公立病院、行政サービス出張所が完備され、将来の需要を見越して、目下、幼稚園と小学校を建設中とのことであった。深圳では労働者の中心は若い単身者であり、自殺事件もそうした世代の若い労働者によるものだった。それが、内陸貴州では、既婚者や家族帯同型の従業員も少なくないことが注目される。貴安では、富士康の従業員が長く勤め続けられるような体制が、地元政府の積極的な取り組みによって実現しつつあるように見受けられた。

以上は、労働集約型産業の内陸移転にかかわる、企業と受け入れ地方政府

の動きである。以下では、なぜこのような企業と政府の蜜月関係が起きるのかを考察しておきたい。

豊富な労働力と総合的なコストの低減を求めて内陸へと進出する企業に対して、地元政府による企業誘致という形の都市化戦略が呼応する現象はそれ自体が、極めて中国的な現象である。企業誘致は地方政府にとって、域内GDPの数値を引き上げ、中央政府からの好評価につながるのみならず、都市化政策との絡みでは地元住民の非農業就業への転換が直接、数値として評価される。これは、地方政府による行政目標としての都市化戦略という中国特有の都市化の側面である。そのことが自然な都市化の流れをゆがめている面もあるかもしれない。しかし他方でそれは、労働者にとっては貴安新区では、医療、就学、行政手続きなど、地元住民と同様の公共サービスを受けられることにつながっている。これらの市民待遇は、中国の他の地域では外地出身の就業者（農民工）とその家族には一般的には享受できないものであるだけに、注目される。

もちろん、限界もある。たとえば、貴安新区で生まれ育った富士康従業員の子が新区内の小学校を卒業後、中学に進学する際には、どうするのか。従業員の社会保険は仕事をやめて故郷に帰省する際、引き継げるのか。こうした地域を越えた制度の運用には、貴安新区や貴州省といった地方政府の努力では限界があり、中央政府の制度改革を待つよりほかない。

また、目下富士康が進出先の地方政府から享受している破格な協力や優遇は、どの程度他の中小の企業従業員にも提供されるのだろうか。さらには、富士康のような大企業1社に依存する形の地方経済発展だとすれば、地方政府にとってそのリスクは大きいのではないだろうか。

こうした問題点はあるものの、企業の経済活動と地方政府の招致努力のせめぎ合いに、中国の地方の都市化戦略の現実と限界をみてとることができる点は興味深い。つまり中国においては、都市化の制度的な制約が労働移動という自然発生的な「空間的都市化」をゆがめており、同時にそれは移動する人々にも都市での公共サービスの欠如という形で犠牲を強いるものとなって

いる。このようなゆがみがここ数年では沿海部における労働力不足という形で現れ、本章の事例では企業の内陸移転につながった。すなわち、「制度的都市化」の遅れが企業という資本の移動をもたらしめているのである。

都市化政策を推進しようとする内陸地域では目下、企業と地方政府、さらに労働者という三者の蜜月関係が観察され、内陸部の都市化に一定程度貢献している。制度的制約ゆえに企業の内陸移転が起こり、移転先の内陸では政府が制度的制約を克服すべく企業従業員の生活環境を整えるサポートをしている<sup>9)</sup>。しかし、目下それは域内（貴安新区）に限ってのことであり、最終的には全国規模の「制度的都市化」が求められる。

〔注〕 \_\_\_\_\_

- (1) 「民工荒」とルイスの「転換点」論争については、山口（2009）を参照。
- (2) 本章の枠組みは、筆者が本研究会による貴州省貴安新区への現地調査時に着想したものである。同調査では、沿海部での操業継続が困難になった企業の内陸進出にあたり、受け入れ地である貴安新区がとった具体的な企業誘致作戦をみる事ができた。その経緯は本章第4節に記述している。ところで、このような地方政府による積極的な企業誘致は同地に特殊なものなのか、あるいは中国各地で普遍的なものなのだろうか。それを明らかにすべく、第3節で富士康のそれ以前の進出先であった河南省鄭州市と四川省成都市への移転の経緯と過程を跡付けた。その結果、貴安新区への富士康の進出とそれを受けた同区の誘致活動は中国の都市化過程に特徴的な普遍的現象であり、さらに貴安新区はインフラや企業従業員への福利厚生面で河南、四川の受け入れ地政府以上に積極的な支援を実現していることが指摘できる。
- (3) たとえば、国家統計局「全国農民工監測調査報告（各年）」国家統計局ウェブサイトなど。
- (4) このことは、本章の後半で述べる内陸地方政府の都市化政策への積極的な取り組みとも関わる。
- (5) 総工会は中国共産党の指導のもとにあり、中国で唯一存在を許されている官製の労働組合。
- (6) それぞれ、1980年代以降生まれ、1990年代以降生まれの意味。中国の改革開放後に生まれた比較的豊かな時代の生まれで、かつひとりっ子政策世代であり、一般的に忍耐力がない、精神的に弱いなどといわれている。
- (7) このように人の移動を伴わず、地域内で生業と生活の非農業化を実現する

都市化は「就地城鎮化」といわれ、遠隔地への移動や就業が困難な内陸小都市ではこのタイプの都市化が現実的だといわれている。

- (8) 本節の記述は、「中国都市化」研究会メンバーによる貴安新区への現地調査（2015年11月17日）による。岡本信広、大塚健司、山口真美、山田七絵（2015）「貴州現調メモ（2015年11月16日～20日）」内部用資料。
- (9) 地元の労働力が農業分野に多くとどまっていた貴安新区の都市化には、地元農民の職業の非農業転換を同時に進める必要があり、制度的また地理的な制約からそれは遠隔地への出稼ぎという形では容易に実現しないものであった。そこで、地元政府は都市化政策の一環として外部から雇用吸収力のある企業を誘致するという選択をせざるを得ない。そして新型都市化政策の実施を迫られる地方政府としては、誘致活動は資本主義の諸外国ではみられない積極的なものになる。これは中国の都市化政策特有のユニークな政府行動だといえるであろう。

## 〔参考文献〕

### <日本語文献>

- 岡本信広・大塚健司・山口真美・山田七絵 2015. 「貴州現調メモ（2015年11月16日～20日）」内部用資料。
- 田原史起 2014. 「中国の都市化政策と県域社会——『多極集中』への道程——」『ODYSSEUS』（東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻紀要）Vol.19. [http://researchmap.jp/?action=cv\\_download\\_main&upload\\_id=106857](http://researchmap.jp/?action=cv_download_main&upload_id=106857)
- 山口真美 2009. 「農村労働力の非農業就業と農民工政策の変遷」池上彰英・寶劍久俊編『中国農村改革と農業産業化』アジア経済研究所。
- 2014. 「長期化する『出稼ぎ』と定着、帰郷志向——深圳日系メーカー工場の事例研究より——」『中国研究月報』68(8) 8月 2-14.
- 2017. 「農家の就業行動——出稼ぎと地元兼業——」田島俊雄・池上彰英編『WTO 体制下の中国農業・農村問題』東京大学出版会。

### <中国語文献>

- 『財新網』2017. 「農民進城脚步或已停滯 学者称人口争奪開戰」1月21日 (<http://china.caixin.com/> 2017年2月12日アクセス)
- 『大河網』2016. 「河南外貿增速突然下降 原来因為這4家公司」2月18日 (<http://www.dahe.cn/> 2016年3月1日アクセス)
- 『多彩貴州網』2015. 「貴安新区：“百千万工程”帶動發展促就業」12月9日 (<http://>

- www.gog.cn/ 2016年3月1日アクセス)
- 『FT 中文網』2010. 「富士康：中国製造の奇跡与血涙」 6月1日 (<http://www.ftchinese.com> 2016年3月11日アクセス)
- 『華夏経緯網』2012. 「四川公務員去富士康“頂工”超国民待遇何時休？」 5月2日 (<http://www.huaxia.com/> 2016年2月20日アクセス)
- 『華夏経緯網』2013. 「成都郫县“豪賭”富士康 狂發信託債務風險隱現」 10月18日 (<http://www.huaxia.com/> 2016年2月20日アクセス)
- 『華夏経緯網』2013. 「富士康貴安新区産業園開建 打造成全方位産業園區」 10月22日 (<http://www.huaxia.com/> 2016年2月20日アクセス)
- 『華夏経緯網』2016. 「鄭州富士康獲政府8000万補貼防失業」 1月8日 (<http://www.huaxia.com/> 2016年2月20日アクセス)
- 『南方週末』2010. 「破解富士康員工的自殺“魔咒”」 5月13日 (<http://www.infzm.com/> 2016年3月11日アクセス)
- 『南方週末』2010. 「富士康為一線工人額外加薪66%」 6月7日 (<http://www.infzm.com/> 2016年3月11日アクセス)
- 『南方週末』2011. 「富士康：不是内遷，是擴張」 3月3日 (<http://www.infzm.com/> 2016年3月11日アクセス)
- 『黔訊網』2015. 「貴安新区成立首個服務企業型城市社區服務中心」 3月23日 (<http://www.qx162.com/> 2016年2月20日アクセス)
- 『新浪科技』2013. 「報告称勞働力短欠為富士康内遷主因」 3月4日 (<http://tech.sina.com.cn/> 2016年2月20日アクセス)
- 『中国經營網』2010. 「富士康撤離深圳緊急内遷 員工銳減至10万」 6月28日 (<http://www.cb.com.cn/> 2016年2月20日アクセス)
- 『中国經營網』2012. 「富士康巨無霸式内遷死結：郭台銘的無解難題」 11月20日 (<http://www.cb.com.cn/> 2016年2月20日アクセス)
- 『中央政府門戶網』2013. 「貴安新区頭号重点項目加速組建領導小組和專業团体」 10月21日 (<http://www.gov.cn/> 2016年2月20日アクセス)
- 『中央政府門戶網』2013. 「貴安新区富士康（貴州）第四代綠色産業園開工」 10月22日 (<http://www.gov.cn/> 2016年2月20日アクセス) (元データ：貴州省人民政府網站)



